

○地域手当の運用について

(平成18年3月24日岡人委第185号通知)

(沿革)

平成26年 3月 3日第251号 平成27年 3月20日第314号
平成28年 3月22日第295号 平成30年 7月 9日第109号
令和 7年 3月21日第354号 改正

岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。）及び地域手当に関する規則（平成18年岡山県人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）の運用について次のように定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い、調整手当の運用について（平成8年岡人委第325号通知）は、廃止します。

記

給与条例第10条の2及び規則第3条関係

- 一 公署の分室、分場その他これに類するもので当該公署とその所在地を異にするもの（以下「分室等」という。）に在勤する職員に対する地域手当の支給は、当該分室等の所在する地域の級地及び割合によるものとする。

給与条例第10条の4関係

この条の第1項の「人事委員会が定める移転」は、次に掲げる移転とする。

- 一 あらかじめ策定された公署の移転計画に基づく公署の移転
- 二 その他やむを得ない事情により緊急に行われる公署の移転

別表関係

別表の「人事委員会が認める地域」について、人事院規則9-49（地域手当）別表第一に定める支給地域及び級地の区分による場合にあっては、規則別表の規定による人事委員会の承認があったものとして取り扱うことができる。

附則別表関係

附則別表の「人事委員会が認める地域」について、人事院規則9-49（地域手当）附則別表第一に定める支給地域及び級地の区分による場合にあっては、附則別表の規定による人事委員会の承認があったものとして取り扱うことができる。